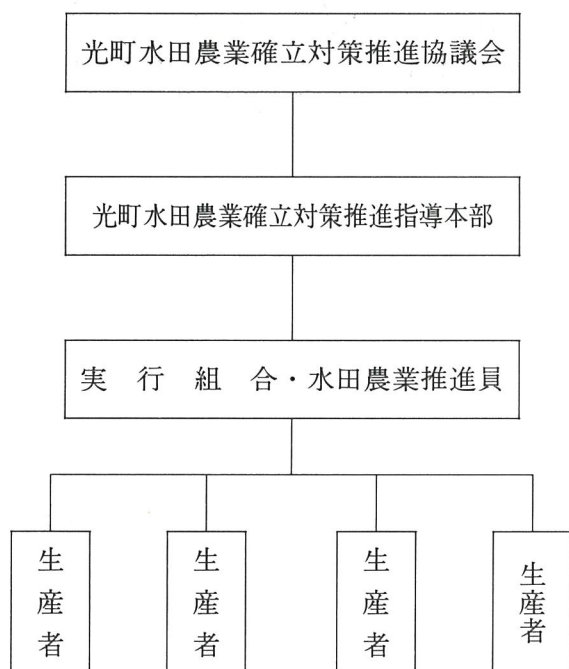


水田農業確立対策の推進体制



○光町水田農業確立対策推進協議会委員構成

区 分	人数	区 分	人数
町 長	1 ^人	農 業 者 代 表	14 ^人
農 協 組 合 長	1	商 系 集 荷 業 者	2
議 会 議 員	4	匠瑳農業共済組合参事	1
農 協 理 事	4		
農 業 委 員	4	計	31

○光町水田農業確立対策推進指導本部

生産者、生産者団体、行政とが一体となって水田農業の確立を図り、足腰の強い農業づくりを推進するため、町及び農協の職員をもって推進指導本部を設置し、本対策の事務及び運営を行うこととなりました。

(推進指導本部室は、役場庁舎裏側旧有線放送センター内に設置)

○水田農業推進員

各集落から1名ずつ選出していただき、実行組合長と連携協力の上、本対策の目的達成のためご協力いただくこととなりました。

転作等奨励補助金

○奨励金の単価

水田農業確立助成補助金の体系と水準

単位(千円/10アール)

区 分	基本額 ①	加 算 額	
		生 産 性 向 上 等 加 算 ②	地域営農加算 ③
一 般 作 物 〔麦、大豆、飼料作物、花き テンサイ等〕	20	20 (都道府県特認の場合) 10	10
永年性作物等 〔果樹、コウゾ 転換畑、林地 養魚池等〕	25	20 (都道府県特認の場合) 10	10
特 例 作 物 〔野菜、たばこ 等〕	7	5 (都道府県特認の場合) 5	5
水 田 預 託	7	—	—
土地改良通年施行(うち特別豪雪地帯)	7 (9)	—	—

(注) ②及び③の加算の内容は次の通りです。

②生産性向上等加算、生産規模の拡大、生産の組織化、転作田の団地化、産地形成等を誘導するもの。

③地域営農加算、農協が中心となって地域の水田農業確立を計画的に推進するもの。

水田利用再編奨励補助金の単価 単位(10アール当たり 円)

		基本額 平均	転作定着化 推 進 加 算	
			第1種 加算	第2種 加算
転作奨励補助金	永年性作物 (転換畑を含む)	50,000	20,000	10,000
	特 定 作 物	42,000	20,000	10,000
	一 般 作 物 等	27,000	15,000	10,000
	野菜	22,000	15,000	10,000
管理転作奨励補助金	転作	27,000	15,000	10,000
	安全管理	22,000	—	—
土地改良通年施行補助金		22,000	—	—

○町の上乗奨励措置

達成集落奨励金……1集落50,000円

転作団地化奨励金…50㌥以上 5,000円/10㌥

100㌥以上10,000円/10㌥

(達成者に限る)

転作奨励金……3,000円/10アール(転作田刈り放し青刈稲・保安全管理・農業用生産施設用地を除く達成者に限る)